

令和8年度ふくしまの漁業の魅力体感・発信事業（常磐ものナビによる購買促進業務）公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

本県水産業の復興に向けては、本県水産業の魅力等を広く発信する環境を整備し、継続的に県外に情報発信することで、風評を抑制し、復興・再生を加速化させる必要がある。

このため、本事業では、「本県水産業（内水面を含む）が持つ魅力や県産水産物の美味しさなどを紹介するナビゲーションサイト『ふくしま常磐ものNAVI』（<https://fukushima-jobanmono.jp/>）」（以下、「常磐ものナビ」とする。）や、連携した情報媒体を活用して、「県産水産物を使用したメニューを提供する県内外の飲食店及び販売店等」（以下、認定店とする。）を紹介し、認定店への集客を図ることで、消費者の購買意欲を高め、県産水産物の消費拡大を図る。

2 事業概要

(1) 委託事業名

令和8年度ふくしまの漁業の魅力体感・発信事業（常磐ものナビによる購買促進業務）

(2) 委託費上限額

15,891千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 事業項目及び内容

消費者向けに本県産水産物を取り扱う飲食店・小売店等（認定店）を紹介するWEBアプリを運営する。併せて認定店への集客の増加を図るため、旅行情報誌、サイトと連携し、県外の観光客の誘引を図る。

※詳細は別紙仕様書のとおり

(4) 委託契約期間

契約の日から令和9年3月12日（金）まで

3 主なスケジュール

令和8年5月20日（水）	プロポーザル募集要領の公表
令和8年5月22日（金）17時まで	説明会参加申込書の提出期限
令和8年5月26日（火）14時45分から	説明会の開催（オンライン）
令和8年5月29日（金）17時まで	質問書の提出期限
令和8年6月5日（金）17時まで	質問書への回答
令和8年6月9日（火）17時まで	参加表明書の申込期限
令和8年6月16日（火）17時まで	企画提案書等の提出期限
令和8年6月26日（金）	審査結果通知
令和8年7月中旬（予定）	契約締結

4 参加資格に関する事項

(1) 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
 - ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者。
 - (イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - オ 県税を滞納している者でないこと。
 - カ 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 募集要領等の入手方法
- 募集要領及び参加表明書等の様式については、福島県農林水産部水産課のホームページからダウンロードして入手してください。なお、水産課窓口又は郵送等での配布は行いません。

5 説明会

本業務は専門性の高い業務であることから、事業理解を促進するため、事業

説明会を実施します。

なお、説明会への参加の有無は、参加表明の可否及び審査の可否に影響するものではありません。

(1) 開催日時

令和8年5月26日(火)14時45分から(30分程度)

※オンライン(ZOOM)により開催します。

※説明会は、個別ではなく、申込者全体に公開して実施します。

(2) 申込方法

説明会参加申込書(様式第1号)に、会社名、参加人数、参加者の職制・氏名、連絡先を記載し、電子メール又はFAXで送付してください。申込先は、「11 問合せ先及び提出先」のとおりです。

※電子メール又はFAXで送信後、電話で着信の確認をしてください。

(3) 申込期限

令和8年5月22日(金)17時まで

6 プロポーザルに係る提出書類

(1) 質問書

ア 提出書類：質問書(様式第2号)

イ 提出期限：令和8年5月29日(金)17時まで

ウ 提出方法：送付、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他：FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信の確認をしてください。

オ 回答方法：質問に関する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、6月5日(金)17時までに水産課のホームページに掲載します。

(2) 参加表明書

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式第3号)

(イ) 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット(1部)

イ 提出期限：令和8年6月9日(火)17時まで

ウ 提出方法：送付、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他：FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信の確認をしてください。

オ 結果通知：参加資格の確認結果は各参加希望業者へ通知します。

(3) 企画提案書

ア 提出書類：

以下の「提案1」から「提案5」までを記載した企画提案書を提出してください。

様式は任意としますが、全体(提案1から提案5まで)でA4版で両面10枚以内(20頁以内)としてください(必要に応じてA3版の折込も可としますが、片面で2頁としてカウントします)。

提出書類は10部とします。提出書類の作成等に要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行いません。また、提出書類は返還しません。

(ア) 提案1：「福島県の水産業・水産物の現状と情報発信の考え方」について

福島県の水産業や県産水産物の一般における認知・認識についての現状を示した上で、これらを踏まえて県産水産物の消費拡大につながるよう、今後どのような方向性で取組を行うべきか提案してください。

(イ) 提案2：業務の内容

以下のaからcに対する提案をしてください。dについての提案は任意です。

- a 2の(3)における事業について別紙仕様書に基づいた提案をしてください。
- b 県内漁業関係団体から適宜ヒアリングを行うなどして、福島県の水産業の状況を把握した上で、これを踏まえて年間を通した実施計画を立てる等、具体的かつ実現可能な提案をしてください。
- c 県産水産物の魅力が県外の消費者に正しく伝わり、消費拡大につながる取組となるような提案としてください。
- d 【任意記載事項】その他、目的を達成するために有効な独自施策の提案を認めます。

(ウ) 提案3：事業効果の設定と検証

- a 当事業の取組で得られる情報発信の効果について、定量的な評価項目を設け、その項目の現状及び目標値を設定してください。
- b 事業の効果を検証する方法を提案してください。

(エ) 提案4：業務の実施体制

- a 当事業の目的を達成するための業務実施体制について、提案企業内部のほか、具体的に連携する企業・団体とその担当内容や役割が分かるように提案してください。
- b 事業を効率的かつ効果的に実施するため、県内の漁業関係団体や水産物流通業者などと連携する体制としてください。
- c 本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記してください。

(オ) 提案5：業務経費見積

- a 企画提案の内容を実施するに当たって必要な経費を見積もり、仕様書記載の「2 業務の内容」の各項目に対応した形で示してください。

イ 提出期限：令和8年6月16日(火)17時まで

ウ 提出方法：送付又は持参

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。

(4) 提出先

質問書、参加表明書、企画提案書等の提出先は、「11 問合せ先及び提出先」のとおりです。

7 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

参加者から提出された企画提案書について、別途設置する「プロポーザル審査委員会(以下「委員会」)」が書面審査を行い、業務委託予定者を選定します。

(2) 審査基準及び配点

次の審査項目ごとに評価基準を設け、これらの評価により採点し評価得点を算出して審査を行います。

審査項目	評価得点の配点	評価基準
1 「福島県の水産業・水産物の現状と情報発信の考え方」について	20 点	現状及び業務趣旨の理解度・的確性等
2 業務の内容	55 点	運営体制、PR ツールの有効性、他事業との連携、キャラクターの PR 素材の活用、旅行情報誌やサイトの効果・活用、取組の実現性、事業効果の確保
3 事業効果の設定と検証方法	10 点	わかりやすい事業効果の設定、検証方法等
4 業務の実施体制	10 点	関係企業・関係団体等との連携、実施体制、業務遂行能力等
5 予算額の妥当性	5 点	実施内容に対する予算額の妥当性、適正かつ効率的な予算計画等

(3) 採択者の選定

ア 各審査委員が評価得点の合計を算出します。

イ 各審査委員の評価得点の合計の平均が 60 点以上であることを採択者の条件とします。

ウ 評価得点の合計により、審査委員ごとに事業者の順位を決定します。

エ 審査委員ごとの事業者の順位の平均が最も上位の者を業務委託予定者(単独随意契約の予定者)とします。

(4) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果

審査の結果は、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知します。

また、審査結果を水産課ホームページに掲載し、業務委託予定者を公表します。

イ 審査結果の開示請求

選定されなかった者は、選定されなかった理由の開示を審査結果通知日の翌日から起算して2週間以内に任意様式の開示請求書をもって求めることができます。

また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知します。

なお、開示内容は「請求者の企画提案に対する各審査項目の評価得点の平均及び評価得点の各審査委員の平均並びに各審査委員が付した順位の平均」とします。

8 不適格事項について

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本事業のプロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とします。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 見積額が2の(2)の委託費上限額を超過しているもの

9 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者は実施計画書を県に提出し、業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

(2) 契約金額の決定

確定した仕様書に基づき改めて見積書を提出していただき決定します。
なお、見積金額は2の(2)の委託費上限額を超えないものとします。

(3) 評価内容の担保

実施計画書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合があります。

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議します。

10 その他

企画提案のあった回数、規模を下回ることはできませんので、実現可能な提

案をお願いします。

仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それと同程度の内容、活動に変更することが可能ですが、内容によっては、委託料の減額となることがあります。

11 問合せ先及び提出先

郵便番号 960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(福島県庁西庁舎8階)

福島県農林水産部水産課(担当：河野・富谷)

電話 024-521-7378 FAX 024-521-7940

電子メール suisan@pref.fukushima.lg.jp